

土砂災害防止法に基づく基礎調査のお願い

土砂災害の発生により、住民の生命や身体に危害が生じる可能性のある区域確認のため現地調査を実施いたしますので、ご協力の程よろしくお願い致します。

平素は、滋賀県土木行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。さて、滋賀県では平成13年4月1日に施行されました土砂災害防止法の規定に基づき「土砂災害警戒区域等の指定」のための現地調査を進めております。

土砂災害等の被害が発生するおそれのある箇所の情報を居住者の方々にお知らせすると共に、大雨の場合等における警戒避難体制の充実に役立てること等が目的です。皆様の住居周辺の調査が中心となりますが、詳細な地形調査のために必要に応じて住居の敷地内に立ち入る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

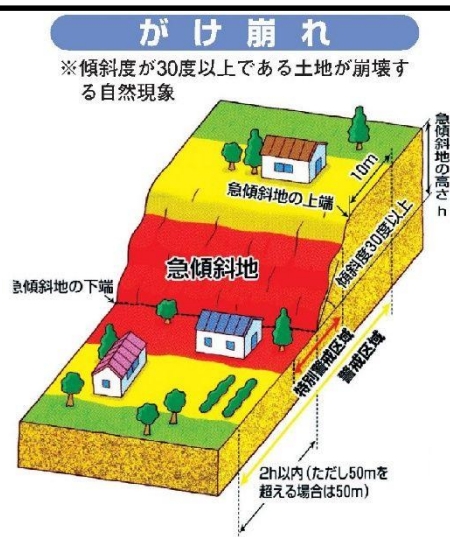
今回、滋賀県が委託している専門の調査会社（大日本ダイヤコンサルタント株式会社）が調査を実施します。住居の敷地への立ち入りが必要となる場合には、腕章と滋賀県発行の身分証明書を携行した調査員が事前に声を掛けさせていただきます。

調査期間：令和8年1月上旬～令和8年4月下旬（予定）

午前8時30分～午後5時頃

※土日、祝日は調査を行いません。

上記調査期間外に補足調査を行う場合がございます。



■ 調査に関することはこちらまで

滋賀県南部土木事務所 管理調整課 調整係 担当：畑、中村 電話：077-567-5436

調査会社：大日本ダイヤコンサルタント株式会社 担当：田村、清野 電話：06-6121-5504

土砂災害防止法に基づく基礎調査のお願い

○調査内容

本調査は急傾斜地(がけ崩れ)についての調査を行います。現地調査は、地形や地質、土地の利用状況を目視または簡易な測量により調査を行います。

<現地における基本的な作業について>

- ・ 写真撮影やスケッチを行います。
- ・ スタッフやポール、測量機器、場合によってはUAV（無人航空機）を使用して調査を行います。
- ・ 機器の設置や伐採、地形改変等はありません。
- ・ 住民の皆様へ一声かけてから、一時的に宅地の敷地内へ入らせていただき調査を実施する場合がございます。なお、家屋内へ立入る事はございません。
- ・ 住民の皆様の立会いは不要です。
- ・ 調査に伺った際、ご不在だった場合には、改めてお伺いさせていただきます。

現地調査員の装備など

現地調査員は作業服、腕章、ヘルメットを着用し、身分証明書を携帯致します。

調査に使用する車は他府県ナンバーとなりますが、通行の支障にならない箇所に駐車し、その際には車の外から確認ができる場所へ現地調査中であることを掲示致します。

●ヘルメット



●腕章



●身分証明書



●車両掲示物

